

山形県公立大学法人個人情報保護規程

平成21年 4 月 1 日規程第68号

最終改正 令和 5 年 3 月15日規程第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年12月山形県条例第37号。以下「県条例」という。）に基づき山形県公立大学法人（以下「法人」という。）が行う個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第2条 県条例第3条に規定する個人情報取扱事務の登録及び閲覧については、個人情報取扱事務の登録等に関する事務取扱要領（平成13年 3 月 6 日付け総第679号山形県総務部長通知）に基づく知事の事務部局の例による。

(個人情報を取り扱う事務の委託基準)

第3条 理事長が個人情報を取り扱う事務を法人以外のものに委託する場合において講ずべき措置については、個人情報を取り扱う事務の委託基準（平成13年 3 月 8 日付け総第704号山形県総務部長通知）に基づく知事の事務部局の例による。

(開示費用の額)

(開示費用の額)

第4条 法第89条第8項に規定する手数料の額は、次の表の左欄に掲げる方法の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

方法	額
(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。）に記録されている個人情報を複写機により用紙に複写したもの（次号に掲げるものを除く。）の交付	交付する用紙の枚数（日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本産業規格A列3番の用紙に換算した用紙の枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。以下同じ。）1枚につき10円
(2) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。）に記録されている個人情報を複写機により用紙に複写したもの（カラーで複写したものに限る。）の交付	交付する用紙の枚数1枚につき50円
(3) マイクロフィルムに記録されている個人情報を用紙に印刷したものの交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円
(4) 録音テープに記録されている個人情報を録音カセットテープ（日本産業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限	交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円

る。)に複写したものの交付	
(5) ビデオテープに記録されている個人情報ビデオカセットテープ(日本産業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円
(6) 電磁的記録(録音テープ及びビデオテープを除く。以下同じ。)に記録されている個人情報用紙に出力したもの(次号に掲げるものを除く。)の交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円
(7) 電磁的記録に記録されている個人情報カラー用紙に出力したものの交付	交付する用紙の枚数1枚につき50円
(8) 電磁的記録に記録されている個人情報フレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのみに限る。)に複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
(9) 電磁的記録に記録されている個人情報光ディスク(日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
(10) 電磁的記録に記録されている個人情報光ディスク(日本産業規格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するこ	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円

とが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
------------------------	--

(開示要求に係る手数料の還付及び減免)

第5条 既に納められた前条の手数料は、還付しない。ただし、理事長は、手数料を納入した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 理事長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第6条 法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第9項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第118条第2項において準用する法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第9項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第9項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円(開示費用の還付及び減免)

(事務の取扱い)

第7条 県条例に基づく個人情報の保護に関する事務の取扱いについては、山形県個人情報保護事務取扱要綱(平成13年3月21日付け総第750号山形県総務部長通知)に基づく知事の事務部局の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月29日規程第19号)

この規程は、平成25年11月29日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規程第54号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月18日規程第23号)

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

附 則(令和2年11月2日規程第13号)

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

附 則(令和5年3月15日規程第7号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。